

# 令和8年度 カスタマーハラスメント防止啓発事業 セミナー実施等周知啓発業務委託企画提案仕様書

## 1 業務名

カスタマーハラスメント防止啓発事業セミナー実施等周知啓発業務

## 2 実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

## 3 業務の目的

令和8年10月に施行される労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」という）対策の措置義務）について、県内事業所向けに対策について学ぶセミナーを開催するとともに、県内事業所及び県民のカスハラに関する理解の促進を図るため、ポスター・リーフレット・ステッカーを作成・配布する。

## 4 業務の内容

### (1) 事業者向けセミナー及び個別相談会の企画・運営

#### ① 実施場所

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市の県内3地域（手配、借り上げ費用も委託費を含む）

#### ② 実施日

令和8年8月から令和8年9月までの3日間（各地域で1回ずつ）

#### ③ 対象者

県内企業等の経営者、人事労務担当者等

#### ④ 参加者数

セミナー 鹿児島市100名、鹿屋市は100名、薩摩川内市は50名程度

個別相談会 各回5社程度

#### ⑤ セミナー内容 ※【】には担当者を記載

セミナーの内容は、主に以下のとおりとする。

- ・ カスハラ防止の具体的な措置義務（法改正）について【県又は鹿児島労働局】
- ・ 実践シミュレーション（グループワーク）【講師】

〔カスハラ具体事例を挙げ、従業員や管理職員のとるべき対応等をロールプレイングにて実践〕

- ・ カスハラ対策の好事例紹介【講師】
- ・ 質疑応答【講師】
- ・ 助成金や相談窓口の紹介【県又は鹿児島労働局】
- ・ 個別相談会（各回5社程度×30分、30分程度）【県又は鹿児島労働局】

#### ⑥ 形式

- ・ 対面形式

└講演形式 120分程度

（質疑応答、県からの案内を含む、講師による講演は90分程度を想定）

└個別相談会 30分程度

### (2) ポスターの作成

#### ① 種類

店内掲示用、社内掲示用の2種類作成する。

#### ② 規格

- A 2版・片面フルカラー
- ③ デザイン・レイアウト  
委託者が提示した内容に基づき、受託者において効果的なデザインを行うこととし、詳細については、作業の段階に応じて委託者と協議すること。  
また、ポスターのデザインは、受託者決定後、県が提供するカスハラ防止のロゴマークと統一性を図ること。
- ④ 著作権  
契約終了日以降も県ホームページ等に掲載、増刷をするため、県に帰属する。

(3) リーフレットの作成

- ① 種類  
事業者向け、顧客向けの2種類作成する。
- ② 規格  
A 4の三つ折り・両面フルカラー
- ③ デザイン・レイアウト  
委託者が提示した内容に基づき、受託者において効果的なデザインを行うこととし、詳細については、作業の段階に応じて委託者と協議すること。  
また、リーフレットのデザインは、受託者決定後、県が提供するカスハラ防止のロゴマークと統一性を図ること。
- ④ 著作権  
契約終了日以降も県ホームページ等に掲載、増刷をするため、県に帰属する。

(4) ステッカーの作成

- ① 規格  
A 4・フルカラー
- ② デザイン・レイアウト  
委託者が提示した内容に基づき、受託者において効果的なデザインを行うこととし、詳細については、作業の段階に応じて委託者と協議すること。  
また、ステッカーのデザインは、受託者決定後、県が提供するカスハラ防止のロゴマークと統一性を図ること。
- ③ 著作権  
契約終了日以降も県ホームページ等に掲載、増刷をするため、県に帰属する。

(5) ポスター・リーフレット・ステッカーの印刷

印刷部数等

種類	規格	紙質	部数
ポスター (店内掲示用)	A 2版 片面フルカラー	コート紙 135K	5,000部
ポスター (社内掲示用)	A 2版 片面フルカラー	コート紙 135K	5,000部
リーフレット (事業者用)	A 4の三つ折り 両面フルカラー	コート紙 90K	4,000部
リーフレット (顧客用)	A 4の三つ折り 両面フルカラー	コート紙 90K	4,000部
ステッカー	A 5・フルカラー	A5サイズ 塩ビタック(普通糊) ハーフカット入り	2,500部

- (6) 電子データの作成  
受託者は、各ポスター・リーフレット・ステッカーについて、ホームページ等に掲載するのに適した解像度・容量のPDFデータを作成し、納品すること。
- (7) 納入場所  
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電子データ及び印刷物各200部）
- (8) 納入期限  
セミナー開催日（令和8年8月下旬）までに納品すること。
- (9) 発送  
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課に納品した200部以外の印刷物を、県の指定する約2,000企業へ発送すること。（封筒は、県の封筒を使用）

## 5 提案事項

- (1) セミナーについて
- ① セミナーテーマ  
募集要項に記載している募集の趣旨に沿ったセミナーテーマを提案すること。
  - ② セミナー
    - ・ テーマに精通した適切な講師、実施日をあわせて提案すること。なお、経営者等を対象とすることを前提に、講師はハラスメント対策等に関する有識者・著名人が想定される。
    - ・ 実践シミュレーション（グループワーク）を除く、講座の内容を録画し、後日映像コンテンツとして配信する方法を提案すること。特設ホームページの開設または県公式YouTubeチャンネルへのアップロードが想定されるが、必ずしもこの方法による提案を求めるものではない。講師は後日配信を行うことに承諾していること。必要であれば、映像は県及び講師と協議し、編集等を行ったものでも構わない。また公開期間は契約終了日までとする。
    - ・ アンケート  
セミナーの感想や理解度、満足度等についてアンケートを行い、集計・報告すること。
  - ③ 広報  
広報用のチラシをPDF及び印刷物100部を作成し納品すること。  
このほか、県ホームページ・県広報誌「労働かごしま」への掲載等、当課が実施する広報以外に、独自の方法の提案を行うこと。
  - ④ 運営  
必要な人員を適切に配置し、参加者の参加料は無料とすること。
- (2) ポスター・リーフレット・ステッカーの作成について
- ① 提案事項にデザインイメージの作成は求めない。  
ただし、受託者決定後には、県が提供するカスハラ防止のロゴマークを用い、ポスター・リーフレット・ステッカーそれぞれ3案ずつデザイン案を作成し、候補から県が採用したデザインをさらに微修正するなどして完成させることとする。
  - ② 類似するポスター・リーフレットの製作実績があれば、そのデザインを提出すること。

## 6 成果品及び著作権の帰属

本業務で得た事業の成果については、県に帰属するものとし、県の許可なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、業務の実施により取得した著作権に関しても、原則として委託元である県に帰属する。

## 7 知的財産権

- (1) 県が受託者に提供する画像、原稿の著作権は、県に帰属する。
- (2) 本業務で使用する文章、写真、図版等はすべて県での利用が可能なものに限る。著作権法上、当該条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

## 8 その他

- (1) 必要に応じて県に業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 5の内容以外に、予算額の範囲内で事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (3) 委託期間終了日までに、事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (5) 本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。やむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。